

# 契約保証金の取扱変更について

## 1 変更概要

稲城市が契約する土木工事、建築工事及び設備工事（以下「工事」といいます。）並びに工事に関する設計、調査及び管理（監理を含む）業務（以下、「工事に係る委託」といいます。）について付す契約保証金の運用を以下のとおり変更します。

	変更前	変更後
対象	1件の契約金額が <b>1,000万円以上</b> の工事又は工事に係る委託	工事又は工事に係る委託の <b>全入札案件</b>
保証の免除	稲城市契約事務規則に基づき免除	1件の契約金額が <b>1,000万円未満</b> の場合、稲城市契約事務規則に基づき免除。なお、免除を希望する場合には、 <b>免除申請書の提出</b> が必要。

## 2 適用日

平成30年4月1日以降に契約を締結する案件より適用します。

## 3 免除申請の流れ

契約保証の免除を希望する場合には、以下の手続が必要となります。

